

# 平成29年山形村議会第1回臨時会

## 議事日程（第1号）

平成29年4月11日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成29年4月11日

（3日間）

至 平成29年4月13日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針演説

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 5 議案第19号

日程第 6 議案第20号

日程第 7 議案第21号

日程第 8 議案第22号

日程第 9 議案第23号

日程第10 議案の委員会付託について

---

## 出席議員（12名）

1番 大池俊子君	2番 上条浩堂君
3番 新居禎三君	5番 小林武司君
6番 籠田利男君	7番 増澤武志君
8番 大月民夫君	9番 西牧一敏君
10番 竹野入恒夫君	11番 赤羽千秋君
12番 三澤一男君	13番 平沢恒雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	教 育 長	根橋範男 君
会計管理者	小林好子 君	総務課長	赤羽孝之 君
税務課長	村田鋭太 君	住民課長	塩原美智代 君
保健福祉課長	堤 岳志 君	子育て支援課長	百瀬尚代 君
保育園長	宮澤寛徳 君	産業振興課長	藤沢洋史 君
建設水道課長	篠原雅彦 君	教育次長	上條憲治 君
総務課長 財政係長	宮越卓也 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	籾町通憲 君	書 記	神通川直美 君
------	--------	-----	---------

---

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより平成29年第1回山形村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影または録音等を行うことは許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可してあります。

（午前 9時00分）

---

◎村長招集あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 本日、平成29年山形村議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会は、私が村長に就任して初めての議会でありますので、改めてごあいさつを申し上げます。

このたびの村長選挙におきましては、村民の皆様のご支援をいただき、初当選の栄に浴し、村政を担うことになりました。

去る3月17日、山形村長に就任し、25日が経過いたしました。今、この議場に立ち、その責任の重大さを痛感いたしますとともに、村民の皆様の期待にお応えしなければならぬという強い使命感で身の引き締まる思いであります。

議員の皆様には、先人が築いてこられたこの山形村を、村民の皆様とともに、さらに発展させ、住みよい、そして豊かな村づくりのためにご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしました議案は5件であります。ご審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

---

◎開議宣告

- 議長（平沢恒雄君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、竹野入恒夫議員、11番、赤羽千秋議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る4月4日開催の議会運営委員会において、本臨時会の会期を本日から4月13日までの3日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から4月13日までの3日間と決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（平沢恒雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。  
神通川書記。

（事務局書記朗読）

---

◎施政方針演説

○議長（平沢恒雄君） 日程第４、施政方針演説を行います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 今臨時会は、私が村長に就任して初めての議会でございますので、村政を運営するにあたりましての所信の一端を申し上げ、議員の皆様方、そして村民の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

昭和４０年代に５，０００人を割った山形村の人口であります。昭和５０年代から増加傾向に転じて、平成２５年には８，８００人を超えておりました。

今、山形村は、緩やかに人口減少、少子高齢化の進む村へと、潮目の変わる大きな変換期を迎えております。山形小学校の昨年４月の新入児童は、２クラス７１名でありました。区や連絡班などの地域社会の変質や個人主義重視の世相など、新たな時代に対応できる新しい行政システムが求められています。

まずは村長である私自身が、今までの行政手法では通用しない時代に入ったことを認識しなければならないと思います。

役場の職員には、持てる能力を十分に発揮していただき、行政サービスの質の向上を図り、働き甲斐のある山形村役場を共につくってまいりたいと思います。

村民と役場の関係であります。小さな山形村でありますので、松本市等の大きな自治体とは違います。村民の皆さんは行政を身近に感じています。

村民の皆様には、村の気に入らない点やおかしいと感じることには気楽にどんどん意見を言っていただく。行政の側もしっかりと話を聞き、行政の考えを説明させていただきます。

そして理解をいただいた上は、村のため・地域のため、一役買っていただく。知恵を出していただき、ともに汗を流していただく、地域力・村民力のある村を目指してまいります。

村民の皆様がこの村に住んでよかったと思える、村民が主役の住みがいのある村づくりを進めてまいりたいと思います。

次に、平成２９年度の補正予算編成の概要であります。予算編成の前提となります我が国の経済動向を見ますと、平成２８年度はアベノミクスの効果もあり、雇用・所得環境が改善され、緩やかな回復基調が続いています。物価の動向を見ますと、こ

れまでの原油価格の下落の影響等により、前年比で伸びが低下しています。この結果、物価の変動を反映した数値となります名目国内総生産の成長率は1.5%程度と見込まれます。

国の財政状況はといいますと、国・地方の債務残高が国内総生産の2倍程度に膨らみ、なおもさらなる増加が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計総額の2割以上を占めるなど、厳しい状況であります。国は引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方に置いても、国の取り組みと歩調を合わせ、徹底した見直しをしております。

こうした背景を踏まえまして、山形村の平成29年度は、村の10年計画となる「第5次山形村総合計画」の中間地点であり、「前期基本計画」の最終年度となります。予算編成にあたりましては、この基本計画に位置づけられた事業について、進捗状況を改めて確認し、目的達成に向けた取り組みを実施することとしています。また、「これまでの5年間」「これからの5年間」という視野に立ち、残すべきものと変えなければいけない事業の総点検の徹底を図ることが必要になります。

次に、平成29年度の村の財政見通しと主な事業について申し上げたいと思います。平成29年度山形村一般会計補正予算は、当初、30億9,540万円でスタートいたしましたが、今回の補正予算第1号では2億2,695万7,000円を追加し、総額33億2,235万7,000円としました。今回の肉づけ予算の調整に当たっては、財源の見通しが大変厳しいこともあり、歳入の枠を決めてから、歳出の調整をいたしました。

まず歳入であります。地方交付税では、国の地方財政対策の見込みポイントによると、2.2%減になると示されています。これを村の予算に当てはめてみますと、平成28年度は12億2,150万9,000円となっておりますので、マイナス2.2%を勘案すると、約11億9,463万円となります。ただ、平成28年度当初は0.1%減ると見込まれていたものの、結果はマイナス5.1%、金額で言いますと6,600万円と大幅減になりましたので、国の見込みポイント以上に交付税は減ると予想されます。

地方交付税が大きく減った要因としましては、算定基準となる単位費用が全体的に下がったことと、また平成27年度に実施した国勢調査人口の減少、児童数の減少、農家数の減少といった算定係数が下がったことによります。

また、臨時財政対策債も、平成22年度の2億6,000万円をピークに、年々減少し、平成29年度は1億2,000円程度の減額を見込んでいます。

続いて歳出であります。大きなものでは、施設の老朽化に伴う修繕で保健福祉セ

ンターデイサービスのボイラーの更新工事と清水寺の円通門及び本堂修理工事の補助金などであります。

なお、本来ですと、村長就任後、初の議会であり、私の施政方針を詳細に申し上げるところでございますが、本議会は臨時会でありますので、6月定例会において詳細に所信を述べさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎議案第19号

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、議案第19号「山形村いじめ防止対策委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第19号「山形村いじめ防止対策委員会設置条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法第14条第3項では、地方いじめ防止基本方針に基づく、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする規定されています。

また、山形村いじめ防止基本方針には、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止対策委員会を設置するよう努めると示されています。いじめ防止等について、実効性のある取り組みとしていくことや、重大事態に早期に対応していくためには、教育委員会の附属機関としていじめ防止対策委員会を設置することが必要と考えられることから、山形村いじめ防止対策委員会設置条例を制定しようとするものです。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○教育次長（上條憲治君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

それでは、議案第19号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。本来でありましたら、所管の委員会審議でじっくり議論をすべきかと思われませんが、3日間の臨時議会ということで、ある程度の時間的制約もございますので、本日は提言も含めた質疑を事前通告的要素も含めた形で、本会議で述べさせていただきたいと思います。後ほど、所見だけでもお聞かせいただければと思っております。

本題に入ります。この委員会の所管事務として、重大事態にかかわる事実関係の調査が含まれており、場合によっては関係者を承知して、聞き取りを行うケースも想定されております。そこで気になりますのは、会議を公開にするか非公開にするかの選定です。この点が条例に盛り込まれておりませんので、ケースバイケースになってしまい、混乱を招く恐れを心配しております。

策としましての提言ですが、第8条会議に1項追加して、「会議は原則として公開とするが、出席委員の過半数の同意が得られれば非公開とすることができる」。こういった条文を盛り込んでおけば、いかなる場合でも冷静に判断しながら、対応できるものと私は思っております。

以上につきまして検討いただくと同時に、もし、ご所見をいただければお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ありがとうございます。重大事態については非公開という扱いになっております。取り扱う事態が非常に、個人情報に関する事項になるものですから、こちらについては国のほうの考え方も非公開ということで考えております。

ただ、今、議員さんがおっしゃいましたように、今回、取り扱うものが重大事態以外のものもあるものですから、こちらについてどうするかという規定がこの条例の中には確かに規定はされていません。

この部分を、確かにここは公開で、ここは非公開という線引きは必要かなと思うものですから、今おっしゃられた内容を含めて、もう一度検討はさせていただきますけれども、他の市町村等の条例も勘案した中で、今回、制定条例案を提出しておりますので、またその辺のご意見等を踏まえて検討させていただき、後日の福祉文教常任委員会の中でまた対応のほうをご回答させていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員。



○8番（大月民夫君） また常任委員会のほうでご議論をいただきますが、基本的にはすべての行政の運営とか審議会、公開がもちろん基本だと思います。ただ中には公開できないものもあるものですから、そんな意味で、当初から条例にその辺を明確にうたい込んでおくことが私は理想かと思いますので、それを申し上げまして、後は明日の審議にまた意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員、それでよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、議案第19号は終了いたします。

---

#### ◎議案第20号

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、議案第20号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第20号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

この改正は下水道使用料を改定するもので、下水道条例の別表中の一般用基本料金を1,700円から1,800円に、超過料金の部分をそれぞれ1㎡当たり10円の値上げを行うものであります。

平成20年以降、消費税改定に伴うものを除き、料金改定を見送ってまいりましたが、生活を支える重要な施設を維持していくため、受益者である住民の皆様に公平な負担をお願いし、下水道使用料の改定をお願いするものであります。

なおこの料金改定の適用は、可決後、本年6月請求分から行う予定としております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。詳細説明ありますか。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第20号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

以上で、議案第20号は終了いたします。

---

### ◎議案第21号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7、議案第21号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第1号）」について、議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第21号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

平成29年度補正予算第1号は、3月議会定例会において議決をいただきました骨格予算に政策的な予算を肉づけ、追加したものであります。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ2億2,695万7,000円を追加し、総額33億2,235万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容であります。普通交付税4,980万9,000円、国庫支出金1,479万円、県支出金229万3,000円、基金繰入金1億4,053万3,000円、繰越金1,700万円を計上しました。

歳出の主な内容であります。総務費では総合計画策定業務委託料500万円、福祉バス購入費864万円。民生費では障害者就労支援事業委託料1,500万円、保健福祉センターボイラー更新工事4,320万円、土木費では橋りょう長寿命化計画委託料600万円、道路新設改良舗装新設事業工事で867万3,000円、橋りょう定期点検委託料1,500万円。教育費では村指定文化財保護事業で3,475万円、教材備品購入費で205万円など、計上いたしました。

また、公約といたしました区・連絡班についての役職の多さや未加入課題などを取

り上げて検討する組織の設置に13万2,000円。役場職員の研修費に8万円を、また毎年この時期に発生する農地の砂嵐、風食防止対策を見直す組織の設置に9万9,000円を計上いたしました。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。詳細説明ありますか。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） それでは、議案第21号の補足説明を申し上げます。

この補正予算第1号でありますけれども、先ほど村長が申しあげましたように、政策的な予算を肉づけ、追加したものであります。歳入歳出それぞれ2億2,695万7,000円を追加し、総額を33億2,235万7,000円とするものであります。28年度の当初予算と比較しますと、3億5,700万円ほど減額となっております。

歳入につきましては村長が申しあげましたとおりでありますので、歳出のみ補足説明をいたします。補正予算書7ページをご覧くださいと思います。

歳出の主な内容であります。総務費では交通災害共済掛金232万2,000円、空き家等対策計画策定業務委託料、調査関係ですけれども、297万円、総合計画策定業務委託料500万円、防犯灯台帳整備事業に242万4,000円、それから福祉バス購入費に864万円など、総額で3,728万円となっております。

民生費ですけれども、障害者福祉計画策定委託料250万円、障害者就労支援事業委託料で1,500万円、保健福祉センターボイラー更新工事に4,320万円、ふれあい児童館補修工事に110万円など、総額で7,151万9,000円となっております。

また衛生費ですけれども、乳幼児用の眼科健診機器購入費に111万3,000円。農林水産業費では農産加工室調理機械購入費162万円。

林務の関係になるのですけれども、緩衝帯整備委託料に216万円。雨氷害森林整備工事に571万4,000円。それから雨氷害対策事業補助金140万円などです。

また、商工費ですけれども、商工振興資金融資あっせん事業預託金としまして、100万円。

土木費では橋りょう長寿命化計画委託料に600万円、道路舗装補修整備工事に390万円、道路新設改良舗装新設事業工事に867万3,000円、橋りょう定期点検委託料として、1,500万円。河川改修事業工事に495万8,000円など、総額4,911万8,000円です。

教育費でありますけれども、村指定文化財保護事業に3,475万円、教材備品購入費に205万円、天体望遠鏡改修工事に162万円など、総額4,277万2,000円を計上しました。

詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりであります。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第21号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 9番、西牧でございます。21から22ページなのですが、清水寺の文化財保護費というので3,487万円。これは29年度の実施計画から行くと、1,750万円というような形の計画になっていたのですが、これについて、3,475万円ということ、これについてはどのように考えておられたのか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 当初、4,500万円の事業費で、そのうちの2分の1を村の補助金、残りを保存会の自主財源と村民の皆様等による寄附金ということで考えておりました。

ところが、なかなか、現在、昨年6月から寄附のお願いをしてきましたけれども、目標額に達しないと。実施設計の方は終わって早急に修繕工事に入らないと、指定文化財の方に影響が出てしまうということで、寄附の目標額になかなか達しなかったということによる、村からの補助金の額の増であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員。

○9番（西牧一敏君） それについて、この主体というのが清水寺保存会ということだと思います。今、教育長の方から2分の1というような話も出たということ。これについて詳しく話を聞きたいということで、保存会の会長の参考人招致を要望したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問について、議会運営委員会を急ぎよ開催しますので休憩いたします。

（午前 9時32分）

---

○議長（平沢恒雄君） 議会を再開いたします。

（午前 9時46分）

---

○議長（平沢恒雄君） ただいま、西牧議員から質疑のありました清水寺の改修の問題でありますけれども、保存会長を説明員として委員会に出席をしていただくということになりましたことを、議会運営委員会で検討しましたことを報告申し上げます。

西牧議員、よろしいでしょうか。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） よろしくお願ひいたします。

○議長（平沢恒雄君） それでは議案第21号について、ほかに質疑ありませんか。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。11ページの、先ほど村長が言われた職員研修の件ですが、これはどこへ委託されるのか。新しいあれだと思うのですが、どこへ委託されて、どんな範囲でやられるのか、概要をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 具体的にどこの機関に委託するかとか、誰にということはまだ決めていないのですけれども、候補としては、当たってみたいところは幾つかあるのですけれども、まだ決めてはございません。

内容についても、どんな研修が一番ふさわしいか、それもまだこれから、年度が始まってしばらくしてから検討したいと思っています。まだ詳細は決めておりません。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員。

○1番（大池俊子君） その件はこれからということですので、しっかりした計画を立てて執行して行ってほしいと思います。

次の質問もいいですか。

○議長（平沢恒雄君） 今は議案第21号ですが、21号の範囲で。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 同じページなのですが、企画費の中で、空き家対策計画策定業務委託料があります。これも新しいものだと思うのですが、どの範囲で。

○議長（平沢恒雄君） 質疑でありますし、詳細についてはこの後また全協もあります。常任委員会等もありますので、そちらのほうで詳細についてはお願いします。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

以上で、議案第21号は終了いたします。

---

◎議案第22号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、議案第22号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第22号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入の雑収益に下水道会計からの賦課徴収事務負担金の増額分として、35万6,000円を追加し、収入合計を2億1,257万5,000円とし、支出では原水及び浄水費の委託料、修繕費で2,643万7,000円、配水及び給水費の委託料で78万3,000円を追加し、支出合計を1億9,909万2,000円とするものです。

4条予算の資本的支出では、2,004万6,000円を追加し、総額5,426万7,000円としました。資本的収入が資本的支出に対し不足する5,224万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額162万7,000円と過年度分損益勘定留保資金5,062万円で補てんするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第22号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

以上で、議案第22号は終了いたします。

---

◎議案第23号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9、議案第23「平成29年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第23号「平成29年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、3条予算、収益的収入支出の営業収益に777万4,000円を追加し、総額で4億3,433万8,000円とし、支出では営業費用で296万円、営業外費用で16万5,000円の追加をするものです。

4条予算、資本的収入支出の収入では、補正額合計で8,760万円を追加し、総額で1億6,776万円とし、内訳は企業債で6,000万円を見込み、国庫補助金で1,760万円、基金取り崩しによる繰入金1,000万円を見込みました。

支出では、建設改良費に9,300万円を追加し、総額3億3,606万5,000円とするものです。

一時借入金の限度額ですが、工事費の増加に伴い、5,000万円を1億円とし、建設改良に伴う2件の工事について本年度から30年度までの債務負担行為を設定いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、議案第23号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。先ほど説明のあった下水料金値上げにより、今日の補正が成立するわけですが、ちょうどタイミング悪く水道料金の基本料金100円、昨年下げて、すぐここで下水料金、同じ金額が値上げになる。

村民感情とすると、百瀬村政に対する報復みたいなことに対する村長としての、そ

うではないのだと、これは下水事業だけで行っていくにはどうしても必要なのだというその決意を述べていただきたい。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私が就任してすぐの値上げでありますので、前年度からの流れの中で、値上げをせざるを得ないという流れで動いておりますので、今それを、方向転換が急にできる話ではないものですから、この話は去年のうちにそういう道筋がもうできていたということでありますので、そんなことをご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか、上条議員。

ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第23号は終了いたします。

---

#### ◎議案の委員会付託について

○議長（平沢恒雄君） 日程第10、議案の委員会付託について議題とします。

本日提出されました議案第19号から議案第23号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前10時00分）